

2014年（平成26年）9月1日

株式会社ニューオリンピッククラブ
代表取締役

渡邊義男様

適格消費者団体
特定非営利活動法人

会長 青山
理事長 芳賀 唯史



申入れ書

私ども消費者機構日本は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です＜別紙組織概要、消費者団体訴訟制度パンフレット等資料を参照ください＞。

このたび消費者から当機構に対して、貴社運営の「オリンピッククラブ」会則等に関する情報提供があり、この情報に関して当機構より、2014年3月17日付で「貴クラブの会則等に関するご質問」文書を送付いたしましたが、回答をいただけなかつたため、このたび申入れ文書を送付いたします。

当機構において本件会則及び貴社に対する苦情等からを検討した結果、下記の問題点があるとの結論に達し、当機構は、貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、下記のとおり、第1および第2の事項について申入れを行います。

つきましては、本書面に対する貴社の文書による回答を2014年9月30日(火)までに当機構にお寄せください。（回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレスをご記載ください。）

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で、本書面の内容並びに貴社のご回答の有無及び内容等を当機構のホームページ等に公表いたします。

また、当機構は、消費者契約法第23条4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。そして、消費者庁は、消費者契約法第39条に則り、その報告内容を公表する場合があります。

＜本件に関する問合せ＞

消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一
事務局 並木静香 E-mail : namiki@coj.gr.jp

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

申入れ事項

第1 本件会則第7条2項

1 申入れの趣旨

今後、消費者との間で契約締結の際、貴社と消費者との間で使用している本件約款第7条2項（以下、「本条項1」といいます。）を内容とする意思表示を行わず、また、契約書面からこれを削除することを求めます。

第7条 入会金及び年会費

2. 入会金はこれを返還しない。ただし、入会手続きから10日以内でかつ会員の権利の行使前である場合に限り、当該入会金の2割の違約金をもって入会手続きを解除し、入会金の返還を求めることができます。

2 申入れの理由

(1) 貴社と入会希望者との間の、入会希望者が貴社運営のオリンピッククラブに入会して乗馬をする契約は（以下、「本契約」といいます）は、その性質上、いつでも任意に解除することができると考えられます。

また個人の入会希望書は消費者であることから、貴社と入会希望者との契約については消費者契約法が適用になります。そして、本契約を解除した場合に当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額または違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効となります（消費者契約法第9条第1号）。

(2) ところが、本条項1には、「入会金はこれを返還しない。ただし、入会手続きから10日以内でかつ会員の権利の行使前である場合に限り、当該入会金の2割の違約金をもって入会手続きを解除し、入会金の返還を求めることができる」と記載されています。

一度支払った入会金を、入会手続きから10日経過後、又は、会員の権利行使後は退会の時期に関わらず、一律に、全額不返還とすることは、明らかに「平均的損害」を超えるものです。

また、同じく、入会手続きから10日以内でかつ会員の権利の行使前の退会について、2割の違約金を課すことも、明らかに「平均的損害」を超えるものです。

(3) 従って、会員が既に納入した入会金のうち平均的損害を超える部分については、本条項1は無効となり、貴社は会員に返還する義務があります。

よって、本条項1については、消費者契約法に基づき無効となる部分を含む規定であり、申入れの趣旨のとおりの対応を為されるようお願いします。

第2 本件会則第21条

1 申入れの趣旨

今後、消費者との間で契約締結の際、貴社と消費者との間で使用している本件
約款第21条（以下、「本条項2」といいます。）を内容とする意思表示を行わ
ず、また、契約書面からこれを削除することを求めます。

第21条 責任

本クラブの騎乗中の事故については、応急処置を除き騎乗者傷害保険以外の
責任は負わない。

2 申入れの理由

- (1) 消費者契約法8条1項1号および同3号は、消費者契約において、①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項(1号)、②消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項(3号)をいずれも無効とすると規定しています。
- (2) 他方、本条項2は、「本クラブの騎乗中の事故については、応急処置を除き騎乗者傷害保険以外の責任は負わない。」と規定されております。

会員がオリンピッククラブにおいて騎乗中に生じた事故については、騎乗者
保険以外の責任を一切負わないとする内容です。

騎乗中の事故には、貴社が会員に対する安全配慮を怠ったことにより生じる
事故等、貴社の過失等の責めに帰すべき事由により生じるものがあり得ます。か
かる事故により生じた損害については、貴社が責任を負います（民法415、7
09条等）。そして、騎乗者傷害保険の内容によっては、会員が被った損害の全
額が填補されない可能性があります。にもかかわらず、応急処置を除き騎乗者
傷害保険以外の責任を貴社が一切負わないとすることは、貴社の債務不履行又
は不法行為の責任の全部を免除する趣旨と解されます。

- (3) したがって、本条項2は、消費者契約法第8条1項1号および同3号により、
無効であり、申入れの趣旨のとおりの対応を為されるようお願いします。

以上